

カナダにおける子の扶養をめぐる一考察（二）

——とくにオンタリオ州について——

村 井 衡 平

目 次

- 一 はじめに——わが国の事情
- 二 親が子を扶養する義務
 - ① コモン・ロー
 - ② 連邦およびオンタリオ州の法律
- 三 扶養料を決定するための要因
 - ① パラス方式（以上、前号）
 - ② 親の資産・収入（以下、本号）
 - ③ 子の資産・収入
 - ④ 子の教育費用など
 - ⑤ 親子の行状

⑥ 両親の合意

四 おわりに—家族扶養計画法

② 親の資産・収入

親が子のために扶養料を支払うべきかどうか、支払うとしてその具体的な額をどのようにするか、裁判所が決定するに当って、まず第一に、親の資産・収入を考慮しなければならない。この問題について、一九七八年の家族改正法は第十八条・五項の(a)において、「被扶養者および被告の現在の資産」また(d)では、「被告が扶養料を支払う能力」⁽¹⁾として、いずれも被告である親の資産・収入が考慮の対象になることを明示している。これと同じ規定は一九八六年の家族法典の第三十三条・九項の(a)および(d)に⁽²⁾うけ継がれている。これと関連して思い出すのがすでにみたカナダ最高裁判所の *Paras v. Paras* (一九七一)事件⁽³⁾で、裁判所がパラス方式と称される基本的な見解を示していたことである。それによれば、婚姻による子を扶養する義務は、金銭的な額に変形されるけれども、両親に等しく負わされ、義務を免除するには両親の相対的な支払能力を明確に考慮しなければならない。理論的には、子の世話。扶養および教育のために必要とされる金額を、両親それぞれの収入および財産に比例して分割し、子の身体の世話をしない方の親が適切な割合を支払うよう命じることによって、問題は解決されるとしている。

右のようなパラス方式が *Hicky v. Hicky* (一九七五)事件⁽⁴⁾にはつきり現われている。この事件において、妻が七才になる子の監護および子のための扶養料の支払いを請求したが、彼女自身のための扶養料は何も要求し

ていない。そして、双方の弁護士により、パラス方式によるべきことが主張された。また、一九六〇年の幼児法 (the Infants Act) によれば、その第四条に、「裁判所は、また、父のおかれている特別な事情または不動産の価格に従い、裁判所が合理的と判断する金額がいつでも、父により、または幼児の所有する不動産により、幼児の扶養のために支払われるよう命じることができ⁽⁵⁾」と定めている。ここでは幼児の不動産は問題外とされたが、子の扶養のために必要とされる費用が食事・衣類・不動産賃料その他の費目毎に個別的に計上され、それらを負担するための夫婦それぞれの収入が一七・〇〇〇ドルおよび一五・〇〇〇ドルと認定された。それにもとづいて、夫が子のために支払う扶養料の額が毎月二五〇ドルと決定されることになった。

親の資産が考慮された事例を探ってみると、他方で親の負っている別の義務が表面に出る例がみられる。ここでは *McKenna v. McKenna* (一九七四) 事件⁽⁶⁾ をあげてみよう。この事件において、夫に遺棄された妻が一九六〇年の「遺棄された妻および幼児の扶養法」⁽⁷⁾ および一九七〇年の幼児法⁽⁸⁾ のもとで、妻が子の監護と二週間に二五ドルの支払い命令を得た。夫婦はその後、妻の申立にもとづいて離婚した。しかし、離婚手続で子に関する命令がなかったため、妻は子の扶養料の支払いを請求した。子の父はすでに再婚し、後妻との間に二人の子があり、さらに三人目が生まれようとしている。彼は消防士として年間一二・一〇〇ドルの収入を得ている。彼等夫婦は現に居住している約七・〇〇〇ドルの家屋の外に収入や資産は何もない。彼は信用組合に三・〇〇〇ドルの債務を負っている。彼の新しい家族のための生活費は、彼の収入が一〇・〇〇〇ドルのときに八・八〇〇ドルであった。他方において、子の母は、年収一八・〇〇〇ドルの男と再婚した。彼女は教師をしており、年収は八・五〇〇ドルである。彼女の夫は子の扶養について責任はないが、夫は彼女を扶養する義務があり、彼女が子の扶養のために使用できる金額は再婚前よりも多くなっている。子の父は週に二〇ドル支払うと主張している。これに対

して、母は週六二・五ドルの扶養料を請求するが、彼女の弁護士は週に二五ドルが公正な額であるとする。

父の財産と並んで彼の負担している別の義務が問題となったとき、裁判所は次のように判断している。すなわち、現在において、離婚はもはや不誠実な配偶者に対する婚姻の絆から無責者を解放するものと解釈してはならない。現在では、離婚は大多数の場合、すでに破綻してしまつた婚姻を解消するにすぎない。離婚の結果、当然に再婚が行われる。扶養について、第二の婚姻による子が最初の婚姻による子に劣位することは耐えられない。すべての子は彼等の親から平等に扶養をうける権利があり、裁判所は支払われるべき扶養料の額を決定するに当り、父がすべての彼の子を公正・平等に扱うことを許可し、それを要求すべきであるという。かくして、裁判所は当事者双方をめぐる右のような事情を考慮し、子に対する扶養料は週に二〇ドルが完全に公正な金額である旨を認めている。

ところで、子の扶養料を算定するために考慮された親の資産・収入がその後もつねに一定しているとは限らない。ときには増加したり、減少したりする。それを理由に扶養料の変更を請求されたとき、裁判所はどのように判断するのであろうか。Conroy v. Conroy (一九七七) 事件⁽⁹⁾にこれがみられる。この事件において、一九七〇年当時、夫はノバ・スコシイア州の航空会社のパイロットをしており、年に一四・〇〇〇ドルないし一五・〇〇〇ドルの収入を得ていた。同年六月に夫婦は別居し、一九七八年にいたり、妻は三年以上の別居を理由に婚姻関係が完全に破綻したとして離婚の訴を提起した。そして、十七才、十五才および八才になる三人の子の監護および扶養料さらに彼女自身の多目的な扶養料として年に一ドルを請求した。なお、別居に際し、夫婦は三人の子の扶養料として、夫が一人につき月に一五〇ドルを支払う旨を合意していた。他方において、妻は別居後、オタワにおいて国立美術館に職を得た。当初は一一・〇〇〇ドル、現在では約二〇・〇〇〇ドルの収入を得ている。と

ところで、夫の父母が一九七一年および七二年に相次いで死亡し、彼は二〇七・〇〇〇ドルの財産を相続してゐる。このような事情のもとで、子の扶養料について、裁判所は次のように判断している。すなわち、両親は彼等それぞれの能力にもとづいて、彼らの子を扶養すべき平等な義務を負っている。当事者双方の資産の増加、子の年齢の上昇、子の資産の増加およびインフレの発生を考慮すれば、子一人の扶養料は二〇〇ドルが適当であるといふ。つまり、一九七〇年に夫婦が別居したときに子一人について合意した月に一五〇ドルという扶養料の額は、指摘されたようないくつかの事情の変更が大きな要因となり、約七年後の現在では二〇〇ドルに値上げするのが合理的であると判断されたことになる。

親の資産・収入が年を追って増加する一方で、子の必要とする扶養料の額も増加するのが自然の成り行きであろう。右の事件はこのような事情をはっきり示していた。これに対して、全く反対の場合を考えられる。適切な例として *Pender v. Pender* (一九八九)⁽¹⁰⁾ 事件をあげてみよう。この事件において、夫は妻が一九七九年および八一年に産んだ二人の子に対し、現実に親子としての血の継がりがあるわけではないが、「確実な意思」(settled intention) にもとづいて自分が子の親であるとして、子と同居していたわずかの間、月に二〇〇ドルの扶養料を負担していたにすぎない。一九六八年の家族法典によれば、第一条・一項に、「本法において、「子」には親がその子を彼または彼女の家庭の子として扱う旨の「確実な意思」を表明した人を含む⁽¹¹⁾」と規定し、さらに第三十条・七項(b)に、「子のための扶養命令は……(b) 生来の親または養親の義務が、生来の親でも養親でもない人の義務よりも重要であることを認めるべきである⁽¹²⁾」と定めている。

右の規定よりみれば、二人の子は夫の実子でもなく、養子でもないが、法律上ではたしかに夫の子ということになるけれども、夫の負担する扶養義務の程度は、右の規定によれば、実の親のそれよりも一段と低くてよいわ

けである。また、子との間に扶養料に関する契約は何も存在していないという。このような事情のもとで、詳細は明らかでないが、夫が就業中にうけた負傷のため、扶養料の未払いがある期間継続したため、妻がこれらの未払分を請求した。これに対して裁判所は、子のおかれていた前示のような立場に加えて、扶養料に関する契約が存在しないこと、夫の資産がきわめて少ないことを理由に、未払額一・七一〇ドルの請求は帳消しにして認めず、原審の判断を是認して、単に一九八一年六月の一月分二〇〇ドルの支払いのみを命じているにすぎない。

一般的にみて、夫が正当な理由もなく子に対する扶養料支払いの義務を怠るとき、未払分の債務が帳消しにされるという事態はほとんど考えられない。だが、当面の場合には、夫と子との間に現実に血の継がりがなく、養子でもなく、単に事実上の親子として同居しているにすぎないということが重要なマイナスの事情となり、さらに夫が事故による負傷をうけ、しかもその原因について夫自身に故意・過失がなく、いわゆる不可抗力と認定されたため、前示のような結末になったものと思われる。

子のための扶養料の額を決定するについて、裁判所は毎月いくらと金額を固定的に決めるのが原則であろうが、ときとして、親の収入の増減に応じて、自動的に子のための扶養料の額が増減される旨を定めている例がみられる。その一つに *Bauman v. Bauman* (一九九二)¹³ 事件がある。この事件において、当事者双方は一九八四年から八七年まで同居していたが、いわゆる内縁の夫婦である。夫婦には彼等の子一人と妻の前婚の子がいる。夫は二人の子を平等に扱っていた。別居に当って、夫婦はいくつかの事柄について合意したが、その一つとして、妻は同居中に夫から実質的な支払いをうけたことを考慮し、彼女自身および子のための扶養料を請求しない旨の規定があった。一方で夫の収入は一九八六年に三五・六〇〇ドルとわずかに妻のそれに及ばないが、一九八七年には六八・八〇〇ドル、一九八八年に四六・七〇〇ドル、そして一九八九年に一一九・〇〇〇ドルと上昇するが、

一九九〇年には三三・六〇〇ドルと下落を示している。そして、彼は扶養料の支払いを妨げる多額の債務がある旨を主張する。妻は別居後に自分が子を扶養できると考えていたのは間違いであったとし、一九八六年の家族法典にもとづいて、子の扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対して、次のように判断している。すなわち、扶養料の支払いをうけることは子の権利であり、親は合意の中で子の権利を取引の具にすることはできない。親の双方または一方の利己的な動機にもとづいて、子が双方の親から扶養をうける権利がひどい仕打ちをうけたり、奪われたりされるべきではない。両親は彼らの資産および支払い能力に応じて子の扶養に貢献することを要請される。同居中に妻に与えられた財政的な利益、妻の資産内容の改善および子が夫と同居中に子のために支払われた金額などに照らして、夫は彼の収入が五〇・〇〇〇ドルを越えるとき、子一人につき月に五〇〇ドル、もし右の金額を下廻るときは月に四〇〇ドルを支払うべきであるとし、夫の収入の額に応じ、子の扶養料が自動的に確定されるべきものと判断している。

これは一見して合理的な方法と思われるが、他方において、極限的な場合を想定すれば、夫の収入が一ドル多いか少ないかにより、子の扶養料が五〇〇ドルになったり、四〇〇ドルになったりするわけであって、一ドル多或少で一〇〇ドルのちがいが生じてくる。これを前示の夫の収入に照らしてみれば、子の一月の扶養料が

一九八六年	四〇〇ドル
一九八七年	五〇〇ドル
一九八八年	四〇〇ドル
一九八九年	五〇〇ドル
一九九〇年	四〇〇ドル

ということになり、多い年は一年に六・〇〇〇ドル、少ない年は四・八〇〇ドルとなり、一・二〇〇ドルの差が生じてくる。年収五・〇〇〇ドルを絶対的な基準とする限り、このような差が生じることにはきけられない。そこで、一つの方法として、年収をさらにいくつかの段階に区切り、それに応じて扶養料の額も少しずつ変動することにすれば、より合理性が増すのではないかと思われる。

- (1) C. McDonald, *Law and Practice under the Family Law Reform Act of Ontario*, vol. 1, 1980, pp. 20-21.
- (2) L. Lenkinski, *A Practical Guide to the Family Law Act*, 1986, p. 165.
- (3) R. F. L. vol. 2, p. 328.
- (4) R. F. L. vol. 20, p. 215.
- (5) R. S. O. 1980, vol. 2, p. 887.
- (6) R. F. L. vol. 14, p. 153.
- (7) R. S. O. 1970, vol. 1, p. 418.
- (8) R. S. O. 1980, vol. 2, p. 887.
- (9) R. F. L. 2d, vol. 1, p. 214.
- (10) R. F. L. vol. 2, p. 212.
- (11) L. Lenkinski, *op. cit.*, p. 147.
- (12) L. Lenkinski, *op. cit.*, p. 165.
- (13) R. F. L. 3d, vol. 35, p. 200.

③ 子の資産・収入

いくつかの州の制定法によれば、扶養料が支払われるべきかどうかを決定するに当って、さきにみた親の場合と同様に、子の資産・収入を考慮するよう命じているといわれる。⁽¹⁾ オンタリオ州についてみれば、一九三一年に三カ条からなる幼児扶養法が制定され、現在では一九七〇年法第五十五章にうけ継がれている。⁽²⁾ その第一条に、「すべての親は、十六才未満の彼の幼児の生活場所・資産および幼児が彼または彼女自身を扶養する能力を考慮して、扶養し、教育するものとする」と定めている。また、一九七八年の家族法改正法によれば、第十八条・五項に、裁判所が扶養料を決定するに当って、(a)被扶養者および被告の資産 (the assets and means) をあげて⁽³⁾ おり、一九八三年の家族法典では第三十三条・九項に、(a)被扶養者および被告の現在の資産、(b)被扶養者および被告が将来に取得すると思われる資産を考慮すべきものと定めている。⁽⁴⁾

右のような事情が *Diotallevi v. Diotallevi* (一九八二) 事件⁽⁵⁾ にはつきり現われている。この事件において、妻が夫の姦通および三年以上の別居を理由に離婚の訴を提起し、彼女自身および夫婦間の二十才の娘のための扶養料として、それぞれ毎月二一五ドルおよび四〇〇ドルの支払いを請求した。娘はほどなく二十一才となり、現在は母と生活を共にしている。彼女は大学にフルタイムで通学し、卒業まで二年を残しており、仮扶養料として父から月に一〇〇ドルの支払いをうけている。ところで、彼女の昨年の夏休み中の収入は三・九〇〇ドルであり、証拠によれば、一九八三年の夏にも類似の仕事により、同様の収入を得ることができると予定である。彼女の大学のフルタイムの学費は、もちろん彼女の収入を越えているから、彼女が勉学を継続することが許されるとしても、

父母による援助がなければそれは不可能になる。

このような事情のもとで、裁判所によれば、母が娘のために請求している一年間の予算額は合計一〇・八六六ドルであるが、より現実的な数字として考えれば、八・〇〇〇ドルが妥当であり、その結果、娘の支出は年に約四・〇〇〇ドル、収入を越えることになる。したがって、学費を含む扶養料の額としては、不足額の四・〇〇〇ドルを娘に支払うのが適切であると判断している。つまり、子供自身が自分の腕で稼ぎ出すことができる収入があると認定されるとき、その金額の多少を問わず、支払いをうけるべき扶養料の額から当然に差し引かれることを意味していよう。

ところで、子の資産という場合、それは子が現に私的に所有している各種の財産上の権利に限られるのである。極端な場合を想像すれば、子自身に資産はなく、反対に生活保護 (Public Assistance) をうけているようなどき、生活保護として受領する金銭は扶養料との関係でどのように扱われるのか。一九七八年の家族法改正法には扶養料の額を決定するについて、第十八条・五項の(D)に、「公金 (Public money) による以外に、被扶養者が扶養料を請求できる何か他の法律上の権利」を考慮の対象の一つとして含めている⁽⁶⁾。これによれば、公金の一種として生活保護ももちろん考慮の一つに含まれることになるう。

このことが *Harrington v. Harrington* (一九九一) 事件⁽⁷⁾で問題になっている。この事件において、双方とも五十一才である夫婦は一九七三年に別居したが、二人の間には十八才、十七才、十六才、十二才の四人の子がある。最年長の子は家庭を離れ、婚姻している。別居合意書により、夫は扶養料として妻に毎月三〇ドル、妻と同居する三人の子のため各自に月八〇ドル、合計月に三五〇ドルを支払うこと、また夫は妻にある財産権を移転することを約束した。薬品会社のセールスマンをしている夫の年収は、当初約一五・〇〇〇ドルであったが、審

理の開始された頃には二二・〇〇〇ドルと認定されている。一方、妻は不動産エージェントの資格をもち、一七八年には四・三〇〇ドルの手数料を得ていたが、病弱であり、このため彼女は充分な働きができない。また、最も年下の娘は一九七五年に母の許を離れて働いていたが、その後、一九七八年五月に精神病になった。彼女は母の許に帰り、オタワの病院に外来患者として通院し、現在は家族医療給付法 (the Family Benefits Act) のもとで医療給付をうけている。一九七九年五月から現在まで毎月の額は二一八ドル、二八六ドル、三二五ドル、二四〇ドルそして二五七ドルとなっている。原審は一九七九年十月に離婚判決を言渡し、娘のうける医療給付および夫の財政状態を考慮し、娘のための扶養料の支払いは認めなかったため妻が控訴した。

娘のための医療給付はどのように扱われるのであろうか。裁判所はこれについて次のように判断している。すなわち、家族医療給付法のもとで娘が支払いをうけている給付を考慮に入れるのが合理的である。それは夫が扶養料を支払うよう命じるのが適切・合理的であるかどうかという中心的な争点について関連する事情を占めている。成年に達した子を扶養するのが適切な親の義務が存在しないことを考慮すれば、当面の場合に親の義務が第一次的であり、州のそれは第二次的なものということはできない。娘が精神病になったことは人生における不運の一つであり、なんらかの社会保障 (social security) を期待するのが合理的である。親の支払能力に依存しながらも、彼または彼女の義務は残余的 (residual nature) なものであると考えるのが合理的といえる。このような判断のもとに、裁判所は娘のための扶養料の支払いを認めていない。つまり、扶養料の額を認定するに当って、娘が医療給付を受けていることが重要な事実として考慮されているわけである。

(一) A. Klein, Family Law award in Canada, 1987, p. 49.

(二) R.S.O. 1990, vol.1, p. 620.

- (3) R.S.O. 1980. vol.3. pp.117-118.
- (4) L.Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act. 1986. p.147.
- (5) R.F.L. 2d. vol.27. p.400.
- (6) R.S.O. 1980. vol.3. p.117.
- (7) R.F.L. 2d. vol.22. p.40.

④ 子の教育費用など

一九七八年の家族法改正法は第十八条・五項において、裁判所が扶養料の額を決定するに当って考慮すべき事情として(a)ないし(k)および(p)に個別的に列挙しており、⁽¹⁾それをうけ継いだ一九八六年の家族法典も第三十三条・九項の(a)ないし(k)および(m)に同趣旨の規定を設けている。⁽²⁾そして、後者によれば、(k)において、「被扶養者が子であれば、①教育をうけることについての素質および合理的な希望」が子の教育費用を決定するための一つの要因となることを指摘している。もともと、子の扶養料を決定するためには、子供の立場からみて是非とも必要と思われる種々の事情を考慮すべきことはいうまでもないが、ここではとくに重要な地位を占める子の教育費用をめぐる問題について検討する。

親は離婚したのち、扶養料の一部として、⁽³⁾どの範囲で彼等の子の教育費用を負担しなければならないのであるか。この問題については Tapson v. Tapson (一九七〇) 事件⁽³⁾で指導的な原則が示されているといわれる。⁽⁴⁾この事件において、夫婦が別居したとき、すでに十六才に達していた娘は母と生活を共にしていた。母が離婚の

訴を提起し、母子のための仮扶養料 (interim maintenance) を請求したのに対し、原審は彼女に毎月一〇〇ドルの扶養料の支払いを認めたので、父が控訴した。その理由として、一九六八年の連邦離婚法の第二条(b)⁽⁵⁾によれば、「婚姻による子とは、夫婦の子一人一人であり、問題となるときに、(a)十六才未満であるか、または(b)十六才以上であり、彼等が責任を負いながら、疾病・行為無能力その他の理由により、彼自身で責任を免れることができないか、もしくはは生活必需品を自給できないものを意味する」と定めている。この規定からすれば、当面の場合に子はすでに十六才に達しており、肉体的・精神的な欠陥は何も存在しないから、「婚姻による子」には該当せず、したがって親に扶養義務はないと主張する。

裁判所はこれに対して、次のように判断して控訴を斥けている。すなわち、本件のようにすでに十六才に達した子が第二段階の学校に正規に通学し、将来のために数年間、彼女にふさわしいように計画された通常のコースで勉学を継続しており、その目的のために、彼女が学生である間、彼女の母が彼女の世話と扶養の責任をひき受けているならば、彼女も扶養料の支払いをうける権利があるという。

カナダにおいて、子は満六才になると、九月に八年制の小学校 (二―八学年級 (Grade)) に入学し、初等義務教育をうけ、十四才で終了するが、卒業者の約八割が四年制ないし五年制 (九学年級以上) の高等学校に通学しているといわれる⁽⁶⁾。当面の事件において、子はすでに十六才に達しているから、第二段階の学校とはここでいう高等学校を意味するものと思われる。高等学校を卒業するまでは、学費を含めて扶養料の支払いをうける権利があるとして、ではその後、引き続きに大学に進学した場合はどうなるのか。支払いは打ち切られるのか、または残額されるに留まるのか、これが当然の問題として浮上してくることになる。

この問題を説明したのは Sweet v. Sweet and Gayne (一九七一) 事件⁽⁷⁾である。この事件において妻が離婚

の訴を提起し、彼女自身および二人の子の扶養料の支払いを請求した。夫はこれに対して、妻のための扶養料として毎週七十五ドルを支払う用意はあるが、二人の子の扶養料の支払いは拒否した。一人は二十一才の男子でヨーク大学の三学年に在学中であり、成績はAクラスであり、もう一人は十九才の女子でマッケンジー・ハイスクールに在学し、平均的な学生と考えられる。

裁判所は妻の請求に対して、次のように判断している。まず、男子について、証拠によれば彼は大学のコースを終了するために十分な収入を得ることが可能であり、加えて約三・〇〇〇ドルの元本を所有し、すでに二十一才に達している。一九六七年の離婚法第二十四条の「子」という用語は、通常の意味において解釈されるべきであるから、親には、二十一才に達して健康で強壯な息子または娘を、不確定に拡大する専門教育を通じてまで扶養する義務はない。したがって、息子には扶養料は与えない。他方において、十九才の娘はハイスクールに通学し、彼女自身を扶養する能力はないから、父は彼女に対していくらか責任があると認め、彼女が引き続き母と生活を共にし、学校に通い、二十一才に達するまで毎週十五ドルを支払うよう命じている。つまり、子は十六才に達しても勉学を継続している限り、自分自身に収入や財産がある場合は別として、二十一才に達するまでは学費を含めた意味において、扶養料の支払いをうける権利のあることが認められたといえよう。

その後、約二十年を経過したとき、*Soltys v. Soltys* (一九九一) 事件⁽⁶⁾で同じ問題が扱われている。この事件において、夫婦は別居し、二人の息子がいる。裁判所は夫に対し、二人の子の扶養料として妻に毎月六〇〇ドルを支払うよう命じており、妻はこれを二人に等分に使用している。一九九〇年の夏、長男は母と口論のすえ、母の許を去り、祖母と生活するにいたった。彼は二十才に達し、サドバリーにあるカレッジの三学年に在学中である。カレッジの授業料は一年に約九〇〇ドル、書籍代その他の費用が約六〇〇ドル、これらを含めて生活費が一

年に約四・五〇〇ドル必要である。一方で彼は夏休みに一時間十七ドルで週四十時間の仕事に従事し、合計六・八〇〇ドルを得ている。このような事情のもとで、彼は一時、扶養料の支払いをうける権利を放棄し、その後、裁判所の命令は月に三〇〇ドルに変更された。彼はその後、航空に関心をもち、カレッジの別のコースで飛行訓練をうけ始め、その費用として一時間に一〇〇ドルを必要とし、パイロットの免許を得るには約三十時間かかる。そこで、彼は一九六八年の家族法典のもとで、両親に扶養料の支払いを請求した。

家族法典の第三十一条によれば、①すべての親は、必要に応じて、未成年者であるかまたはフルタイムの勉強プログラムに登録されている彼または彼女の子のために、そうすることが可能な範囲において、扶養料を支払う義務を負う。②第一項のもとでの義務は、十六才またはそれ以上であり、親の監督から解放された子には及ばないものと定めている。

右の規定に照らすとき、果して子は扶養料を請求できるのであろうか。すでに明らかのように、子はすでに十六才はもとより、オンタリオ州で成年とされる二十才に達している。真面目にカレッジに通学して、一年に約四・五〇〇ドルを必要とするが、その一方で彼は自己の労働で一年に約六・〇〇〇ドルを稼ぎ出して、約二・五〇〇ドルの余裕を手許に残し、しかも彼は祖母の許に同居しているため、部室代や食事代を必要としないことを考慮すれば、当面の場合に、彼のために家族法典第三十一条にいう扶養料を支払う必要性が存在しないことは明らかであろう。さらに、これとは別個に彼がパイロットの免許を取得しようとするのに対して、裁判所がこれは「ぜいたく(Luxury)」とすべきであり、そのためには扶養料と関係なく別のファンドを入手すればよいし、彼の請求を斥けているのももっともと思われる。

ところで、学費を含む扶養料がいちど決定され、支払いが継続されていても、途中で当初と事情が変更してき

たとき、費用の増額または減額の請求が当然に問題になるはずである。ここでは Zipchen v. Zipchen (一九九〇年)⁽¹⁰⁾ 事件をあげてみよう。この事件において、一九七六年に出生した男子について、父子関係が認められ、裁判所は父が子のために扶養料として毎月二〇〇ドルを母に支払うよう命じた。その後、十四年を経て、子は現在、アップバー・カナダ・カレッジという私学に通学し、母は実質的な事情の変更を理由に毎月の費用を一・二〇〇ドルに増額するよう請求した。この金額は子の学費として一年間に必要な二八・〇〇〇ドルの半分を意味している。もとより、子を私学に通学させて子の生活スタイルを一方的に変更することについて、母に正当な理由があったわけではない。しかし、十四年間に子に必要な費用はインフレによる影響に加えて、成長に伴って増大するのは当然のことであるし、当面の場合には、父の支払能力が格段に上昇している事実も認定されている。具体的にいえば、十四年間に父の年間の収入が一・二〇〇〇ドルから一・二〇〇・五〇〇ドルに増加し、彼は現在総額で三〇〇万ドルの資産を所有している。他方、母も現在では年間四四・〇〇〇ドルの収入を得て、二〇万ドルの資産がある。

右のような事情のもとで、母の費用増額の請求はどのように判断されるのであろうか。ここで一九八六年の家族法典第三十七条を参照しなければならない。これによれば、①命令の中で指名された被扶養者または被告は、……命令の変更を裁判所に請求することができる。②被扶養者または被告に実質的な変化があったと認められる場合に、裁判所は第三十三条に列挙された諸事情の中で適切と判断するとき、……第三十四条のもとで何か別の命令をすることができると定めている。⁽¹¹⁾ 第三十三条の内容は本章のはじめに引用したとおりであり、いずれにしても、十四年前に比較し、扶養料を決定する前提となる事情が実質的に大きく変更していることは誰れの眼にもはっきりしている。母は十四年前に決定された毎月二〇〇ドルの費用で現在までひき続いて子を扶養してきた。

子はまだ十六才に達していないし、父母の収入ないし資産の点からみても、十四年前に決定された学費を含む扶養料の額を一・二〇〇ドルに増額することは妥当な判断と思われる。

- (1) R.S.O. 1980. vol. 3. pp. 116-117.
- (2) L. Lenkinski, A practical Guide to the Family Law Act. 1980. Appendix. pp. 165-166.
- (3) R.F.L. vol. 2. p. 305.
- (4) A. Klein, Family Law award in Canada. 1987. p. 97.
- (5) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一八〇頁。
- (6) 世界各国便覧叢書「カナダ」一四五頁—一四六頁。
- (7) R.F.L. vol. 4. p. 254.
- (8) R.F.L. 3d. vol. 34. p. 441.
- (9) L. Lenkinski, op. cit. p. 163.
- (10) R.F.L. 3d. vol. 35. p. 45.
- (11) L. Lenkinski, op. cit. p. 168.

⑤ 親子の行状

子の扶養料を算定するため、親・子それぞれの過去の行状を考慮すべきであることはいうまでもない。一九六八年の離婚法には、扶養料を含む付随的救済に関連して、第十一条・一項において、「離婚仮判決を与える場合に、裁判所は当事者の行為、その他の条件・資力および他の事情を考慮」^[1]するものと規定していた。しかし、一

九八六年の離婚法では「当事者の行為」という明白な文言は見当らない。同じ付随的救済に関する第十五条・五項によれば、「要因。本条のもとで命令を発するため、裁判所は、(a)夫婦の同居した期間、(b)同居中に夫婦によって遂行された機能、および(c)夫婦または子の扶養についての命令・合意またはそれらの取消を含め、扶養が求められている夫婦各自、および婚姻による子の条件・資力・必要性および他の事情を考慮に入れるものとする」旨を定めている。両者を対比するとき、言葉使いは少しばかりちがっているが、本質的な変更はほとんどないと思われる⁽²⁾。当事者の行状が裁判所によって考慮される要因の一つであることに変わりはないと思われると同時に、多数の事件で当事者の行状が裁判所の考慮にはつきりした影響を及ぼしている⁽³⁾と指摘される⁽⁴⁾。

ついでまず *Dair v. Dair* (一九七五) 事件⁽⁵⁾ をみよう。この事件において、一九五四年に婚姻し、五人の子のある夫婦について、妻の申立にもとづき、一九七一年一月十九日に離婚仮判決が言渡され、その日より三カ月以内に夫により、仮判決が絶対的なものとされるべきでない充分な理由が示されない限り、離婚の効力が生じるものとされた。一つは、「夫は五人の子の扶養料の未払分九・〇〇〇ドルを妻に支払うこと」、もう一つは、「夫は子それぞれについて、十六才に達するまで週に一〇ドルの扶養料を支払うこと」を定めていた。ところで、これに先立つ一九六二年に少年・家庭裁判所により、夫は妻の扶養料として週に三五ドル、五人の子それぞれのために週に七ドルを支払うよう命じられていた。しかし、夫がそれを履行しないため、妻が本訴を提起したわけである。五人の子のうち、二人はすでに十六才に達している。右のような事情のもとで、夫が離婚仮判決に対して異議を申し立てた。

これに対して、裁判所は次のように判断している。すなわち、夫は少年・家庭裁判所の命令に従っていないし、妻もその命令を実効あるものにするための努力を何もつくりしていない。また、その命令によれば、夫が子と面接

する権利を認めていたが、妻は夫が子と面接することを拒否し、また彼女は夫が子に扶養料を支払うことを望んでいなかった。このような判断のもとに、裁判所は仮判決中の夫が未払いの扶養料九・〇〇〇ドルを支払う部分を取り消しながら、三人の子の扶養料に関する部分はそのまま残すことにした。つまり、通常の場合を想定すれば、夫は裁判所から未払いの扶養料九・〇〇〇ドルの支払いを命じられたならば、可能な限りの手段を用いてその債務を完済するよう努力するであろうし、また妻としても、夫が全く支払ってくれない場合、まず催告をし、それでも支払わなければ、なんらかの法的手段に訴えることも考えるであろう。しかし、当面の場合、夫婦双方とも裁判所の命令の実現に向けて何の努力も払っていないため、このような双方の行状が裁判所によって、双方のために大きなマイナスの要因としてはたらいいたことは明白な事実であると思われる。

ところで、親の資産・収入等が明確になっていなければ、必要とされる子の扶養料を算定する基礎となる判断材料が欠けることになる。裁判所はこのような場合、親に対して、自分の財産・収入等を告知 (disclosure) するように命令する。命令に応じて告知が行われるならば、問題の解決に向けて一歩前進することになるが、ときには命令にもかかわらず、告知が行われない例が生じる。Fletcher v. Fletcher (一九九三)⁽⁶⁾ 事件にこれが見られる。この事件において、夫婦は離婚判決を得たが、多くの付随的な争点が未解決のまま残されていた。審理の当初に夫婦は十六才の娘の監護は妻が行うこと、夫は娘の考えに従って面接すること、双方は互いに扶養請求をしないことを合意していた。ところが、夫は審理前および審理中に裁判所より自分の財産の内容を告知するよう命じられたが、全く回答しない。彼は安楽な生活をしているが、十六才の娘の扶養料を支払うに十分な能力がないと主張する。

夫の純資産は二七・四一二ドル、妻のそれは二四・〇一四ドルであるという。妻は子の扶養料として月に四二

五ドル必要としている旨を立証している。夫は妻と別居して以降、子のための扶養料を全く支払っておらず、未払額は二七・〇〇〇ドルに達する。ところで、彼等の婚姻家屋を売却した金額のうち、夫の取分である二〇・七五〇ドルはフロリダ州のバーネット銀行に信託として保管されていた。裁判所はこの金額が夫の扶養義務の部分的な履行に提供できると判断し、一九八六年の離婚法第十五条⁽⁷⁾にもとづく妻の請求を認め、子のための扶養料として一時払い (Lump Sum) を命じている。

裁判所が扶養料の一時払いの請求を認めるかどうか、判断の岐路に立たされた場合に、請求を認めるについては、その前提条件として、そうすることが合理的と判断されるなんらかの事情が存在していなければなるまい。筆者がさきにこの問題を検討したとき、カナダ全土の一九八四年頃までの判断に現われたところを綜合してみると、重要なものとしていくつかの項目を列挙することができた。それらの項目の一つとして、「夫がこれまで妻のための扶養料の定期的な支払いを誠実に履行していないことからみて、妻に離婚扶養料を保証する唯一の方法として一時払いしかない」というのが含まれていた⁽⁸⁾。当面の事件ではここに妻とあるのを、子とよみ代えれば、そのまま妥当するのではないかと思われる。

右のような親の側の行状が問題となった場合もあれば、その反面でこの行状が浮きぼりにされた例として、*Ades v. Ades and Greenberg* (一九七九) 事件⁽⁹⁾がみられる。この事件において、子は母および祖父と生活していた。子と祖父の関係は余りよくなかった。子と母の関係も同様である。子はいちど家庭を逃げ出したが、一九七七年の一月に帰来した。翌七八年十一月、子は母によって退去するよう要求された。ところで、一九七八年の家族法改正法の第十六条によれば、「(1)すべての親は、親がそうすることが可能である範囲において、彼または彼女の未婚の十八才未満の子のために、必要に応じて扶養料を支払うべき義務を負う。(2)第一項のもとでの義

務は、十六才またはそれ以上であり、親の監督から解放された子には及ばない⁽¹⁰⁾と定めていた。この規定のもとで、子が父母に扶養を請求したのに対して、父母は、子自身の行動が同じ屋根の下で父母が生活を継続することを耐えがたいものとするとき、それは子が自発的に親の監督から抜け出したことを意味しており、したがって扶養の規定は子に及ばないと主張した。

裁判所はこれに対して、まず事実関係を次のように認定している。すなわち、子の行動が彼自身の行為により、家庭の事情を「耐えがたいもの」にしたといえるのか。彼の側の意識的かつ慎重な企てがあったのか。証拠によれば、子の家庭におけるいくつかの行為および家庭外のメンバーとの関係を示している。子は平静さを失い、早急に腹を立て、ときとして、欲求不満で不快になる。子は彼の両親を理解せず、両親も彼を理解していない。カウンセリングの機会がもたれたが、何の役にも立たなかった。カウンセリングはそのたびに相手を責める機会になった。このような事実認定にもとづいて、裁判所はさらに次のように判断している。すなわち、証拠によれば、家族のメンバーの間には進行中の問題が存在していた。いかなる理由にもとづくにせよ、子がときに家庭の支配を抜け出しているが、しかし耐えがたい事情が存在し、そのことについて、子一人のみが責任を負うべきなのか。これ以上の証拠がない限り、結論に到達することはできないとし、子の請求の棄却を求める親の申立を斥けている。

つまり、裁判所は子が家庭を離れた事情、その原因をより詳細に立証することを要求するわけであろう。子が自由な立場で、しかも自発的に家庭を立ち去り、それについて親の側に何の不都合な点もなかったことを立証する責任は、両親に科せられる。それが立証できれば、彼等の子に対する扶養義務はなくなる。しかし、家庭の中に子がそこに留まることを耐えがたくするような事情を親自身が作り出したのだとすれば、親の扶養義務はいぜ

んとして継続されるわけであり、当面の場合に親の主張が認められなかったのも、右のような事情を裁判所が納得するまでに立証することができなかったためと思われる。

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻二・三号一八〇頁。
- (2) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三五頁。
- (3) Payne, *On Divorce*. 3d. 1991. p.91.
- (4) A.Klein, *Family Law Award in Canada*. 1987. p.102.
- (5) R.F.L. vol.8. p.330.
- (6) R.F.L. 2d. vol.9. p.318.
- (7) 村井「カナダの新離婚法」前掲 一三五頁
- (8) R.S.O. 1980. vol.1. p.115.
- (9) R.F.L.3d. vol.47. p.69.
- (10) A.Klein, *op. cit.* p.103.

⑥ 両親の合意

夫婦は離婚後に彼等の子を具体的にどのようにして扶養するか、まず合意によって決定できることはいうまでもない。具体的な扶養料の額、支払日、支払方法などがその内容となろう。裁判所も離婚手続を進めるに当り、子の扶養料の支払いについて決定しなければならないが、夫婦間で合意ができておれば、それを優先させる。一九六八年の離婚法はこれについて何も触れていないが、一九八六年の離婚法は第十一条・一項(b)において、一

婚による子の扶養のために合理的な取決めがなされたことを自身で納得し、かつ、かかる取決めがなされていないか、かつ、取決めがなされるまで離婚を容認することを中止⁽¹⁾するものと定めている。そして、たとえ取決めがあるとしても、その内容はあくまでも子の最善の利益 (Best interest of the child) になつたものでなければならぬ⁽²⁾。そうでなければ、かかる取決めは裁判所によって無視されてしまう。つまり、合意も裁判所によって考慮される事項の一つにすぎず、裁判所はそれに拘束されるわけではない。

この点について、一九七八年の家族法改正法の第五十五条・一項に、「子の扶養・教育・道徳的訓練または子の監護もしくは面接に関するなんらかの事項を決定するについて、裁判所は、裁判所の見解によればそうすることができ⁽³⁾」と定めており、全く同じ内容が一九八六年の家族法典の第五十六条・一項にうけ継がれて⁽⁴⁾いる。

同じ合意であっても、ときには別居合意書 (separation agreement) という型式をとって登場してくる。Stone v. Stone (一九七三)⁽⁵⁾事件にこれがみられる。この事件において、夫が妻の姦通を理由に離婚の訴を提起し、裁判所はその請求を認めて一九七三年五月一日に仮判決を言渡した。夫婦には一九六〇年生れの子が一人いるが、仮判決は子の扶養について何も触れることなく、一九七三年十二月十一日に終局判決となった。ところで、子は両親が別居したのち、母と生活を共にし、一九七〇年八月五日に作成された別居合意書に従って、母が子を監護している。合意書によれば、「夫は婚姻による子の扶養のため月に一〇〇ドルを妻に支払うこと、かかる支払いは父が子の扶養のために法律上の責任を負う限り、継続されるものとする」旨を定めていた。そこで、母が裁判所に対して子の扶養料の支払いを請求した。

これに対して、裁判所は問題となつている仮判決は子の扶養に関する定めを含めるべきであつたことを認め、

改めて合意書の内容どおり、夫は子の扶養料として月に一〇〇ドルを支払うよう命じている。ここでは事実関係についてとくに問題があるわけではなく、裁判所が仮判決の言渡しに当って当然に定めるべきであった子の扶養料支払いの問題を、それ以前の夫婦間の別居合意の内容に従って、その通りに認めたものといえよう。

これと対照的に別居合意書の効力が問題とされた事件として、Anderson v. Anderson (一九八二) 事件⁽⁶⁾がある。この事件において、夫婦が同居を止めて約八カ月後に『手作りの別居合意書』(home mede separation agreement)を作成した。その第一条に、「夫は妻に、彼等の子の扶養・援助および養育のため、一九八〇年十月十五日以降、子が通学する間、月に二〇〇ドル支払う」旨を定めていた。それに続く八カ条に婚姻同居、共有財産、債務その他の事項を含んでいる。合意書はタイプで打たれ、夫婦双方および証人が署名している。合意書が作成されて十八カ月後、夫が子のための扶養料を支払わないため、妻が未払額三・四〇〇ドルの支払いを請求した。夫はこれに対して、合意は一九七八年の家族法改正法の第五十条・(b)の意味での家庭内契約であり、それゆえ、同法第五十四条・一項の規定により無効であると主張した。

ところで、家族法改正法の第五十条(b)には、「家庭内契約とは、婚姻契約、別居合意または同居合意を意味する⁽⁷⁾」とし、さらに第五十四条・一項では、「家庭内契約および家庭内契約を改正または取消すどのような合意も無効である。ただし、書面に作成され、それによって拘束される人および証人によって署名されている場合は、この限りでない⁽⁸⁾」と定めている。

裁判所は前示のような夫婦双方の主張に対して、夫婦が子の扶養料に関して合意した部分は、家族法改正法第五十四条・一項により無効ではないと判断した。つまり、ここで問題とされている別居合意書は家庭内契約に該当するけれども、単なる口約束にすぎないのではなく、『手作り』⁽⁹⁾とはいわれるが、書面に作成され、夫婦双方

および証人が各自そこに署名している限り、各自の意思は明確に表示されている。その限りにおいて、第五十四条・但書により、合意は有効なものと認められた。つまり、夫は同条本文を理由に合意の無効を主張したが、裁判所は但書にもとづいてそれを有効と認めたということになるのであるうか。

もう一つ、合意が問題とされた例として、Schwarz v. Brown（一九七九）事件⁽⁹⁾をあげてみよう。この事件において、一九六九年五月に婚姻した夫婦に対して、妻の申立により一九七四年二月五日に離婚裁判決が言渡された。四才の子の監護は母に与えられたが、子の父との面接および扶養料について何も言及していない。妻の証言によれば、離婚に際し、彼女は子の扶養および面接について何も要求しなかった。夫婦双方は各自が別々の道を歩み、相互に何も要求しないことを合意していたが、それについての合意書は存在しない。母は再婚し、夫との間に二人の子があり、その夫が本件の子を扶養し、実父による干渉を望んでいない。父も再婚し、四才になる子があり、もう一人産まれようとしている。彼は飲酒を止め、現在ではトラックの運転手をして真面目に働いている。ところで、母の後夫が彼女および三人の子を遺棄したため、彼女が一人で子を扶養している。彼女は現在仕事がないが、キーパーチ・オペレーターとして以前の職場に戻る可能性があるという。しかし、現実には彼女が三人の子を扶養することは困難であるため、彼女が裁判所に対して、子の実父である前婚の夫が子の扶養に貢献してくれるよう請求したが、彼は目下、失業中であるという。

このような事情のもとで、裁判所は次のように判断している。すなわち、多くの点において、彼女の子のために十分に努めている母に三人の子がいるが、彼等の扶養に貢献すべき父がないことは不公正であり、不運でもある。このような事情について彼女に責任はないけれども、法律およびこのような例外的な事情のもとで、現在、彼女の娘のためになされている請求に沿うように裁判所が裁量権を行使できるとは思わない。このような判断の

もとに、父に対する三人の子の扶養料の支払いを求める母の請求を斥けている。つまり、離婚しようとする夫婦が子のための扶養の問題も含め、今後は互いにかなる要求もしない旨を単に口約束で合意していた場合に、その後いかなる事態が発生しようとも、この合意がつねに有効にはたらくわけではない。子にとって何が最善の利益であるかという立場からみた場合、子のために扶養料の支払いを父に命じることが必要と判断されるとき、右のような趣旨の合意があったということは考慮に入れながらも、裁判所は扶養料の支払いを命じることができると考えられる。ただ、当面の場合に父が現に失業中であり、請求に応じることができない状況にないため、結果的にみて母の請求が認められなかったことになるのではないか。なお、*Anderson v. Anderson* (一九八二)事件と異なり、合意は書面に作成されていないが、たとえ作成されていたとしても、母の請求が斥けられ、子が扶養料をつけることができないという結論に変わりはないと思われる。

- (一) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号三三三頁。
- (二) A. Klein, *Family Law Award in Canada*. 1987. p.104.
- (三) Ontario Annotated Law Service. 1984. p.684.
- (四) L. Lenkinski, *A practical Guide to the Family Law Act*. 1986. p.173.
- (五) R.F.L. vol.14. p.144.
- (六) R.F.L. 2d. vol.31. p.320.
- (七) Ontario Annotated Law service. 1984. p.677-2.
- (八) Ontario Annotated Law service. 1984. p.683.
- (九) R.F.L. 2d. vol.10. p.171.

四 おわりに―家族扶養計画法

裁判所の判決または命令によって子の扶養料の支払いが具体的に定められた場合に、その後、支払義務者が定められた時期に定められた金額を確実に支払い続けるとき、困った問題は生じないであろう。だが、時の経過と共に、次第に支払いが遅れたり、途切れたり、ついにはストップしてしまふ事態も現われる。このような場合に、家事債務の支払いを確実に継続させるための方法として、わが国では家事審判規則の第四章を履行確保と題して、履行勧告、履行命令および寄託という三つの特別な制度を設け、正当な理由なく履行命令に従わないときは、十万円以下の過料に処せられることになる。

では、カナダのオンタリオ州ではどのようにして扶養料の支払いが確保されるであろうか。これまでは、「扶養・監護強行プログラム」(the Support and Custody Enforcement Program) が設けられ、法務長官の職務の一部門とされていた。このプログラムの役割は、扶養命令、同居合意、父性合意、婚姻契約、別居合意、裁判所の命令および別居合意によって定められた子の監護に関する規定の実効を追跡調査し、履行を強制することにあるとされてきた。ところが、このプログラムは一九九二年三月一日より施行された「家族扶養計画法」(the Family Support Plan Act) によって代わられた。ここにわれわれとしてとくに注目しなければならない改革が行われている。その内容を簡単にいえば、扶養料の支払いは、支払い義務を負う人の定期的な給料または賃金から強制的に天引きすることによって行われるということである。支払義務を負う人に定期的な収入がある限り、義務者の使用者・雇主に対する裁判所の扶養料天引き命令 (Support Deduction Order) によって、扶養料が給料または賃金から自動的に天引きされ、天引きされた扶養料は、この計画のディレクターとして指名された人を

経て、権利者に支払われることになる。⁽¹⁾この場合に、天引き額について一定の上限が設けられるなど、詳細な内容については別の機会にゆずるけれども、扶養料の支払いを確実なものにする一つの方法となることはまちがいない。ひるがえって、わが国の場合について考えても、家庭裁判所における手続と関連して、もちろん直ちに実現させることは困難かも知れないが、大いに参考にすべきものが含まれているのではないかと思われる。

(1) 以上のような事情を含め、家族扶養計画法については、F. Jennifer Lynch, Q.C. the Family Support plan Act, 1994. C.F.L.Q. vol.12. pp.55-115; D.Hadden. Ontario Family Law Procedure Handbook. 1994. pp.61-71 参照。